

地域活性化包括連携協定書（案）

東大和市（以下「甲」という。）、株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）及び株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「丙」という。）は、相互の連携を強化し、東大和市内における地域の一層の活性化等に資するため、以下のとおり地域活性化包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、東大和市のより一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）産業振興及び観光振興に関すること。
- （2）食育及び健康づくりの推進に関すること。
- （3）環境対策に関すること。
- （4）地域や暮らしの安全及び安心に関すること。
- （5）子育て支援に関すること。
- （6）青少年の育成に関すること。
- （7）高齢者支援に関すること。
- （8）障害者支援に関すること。
- （9）災害対策に関すること。
- （10）その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

（定期協議）

第3条 甲、乙及び丙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に本協定上の他の全ての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(本協定の見直し)

第5条 甲、乙及び丙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

(有効期間及び更新)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の3か月前までに甲、乙又は丙から本協定上の他の全ての当事者に対し、特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙は協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は、それぞれ署名及び記名・捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年2月12日

甲 東京都東大和市中央3丁目930番地
東大和市
東大和市長

締結式にて、市長署名

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 亀井 淳

丙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 井阪 隆一